

日程第 1

一般財団法人南部振興会評議員及び評議員会長の選任について

令和 4 年 5 月 1 8 日、評議員 5 名の任期満了に伴い、定款第 1 1 条に基づき、評議員及び評議員会長の選任を行いましたので、報告する。

【次期評議員】

氏名	職名	備考
古 堅 國 雄	前与那原町長	評議員会会長
城 間 俊 安	前南風原町長	新任
小 嶺 安 雄	前渡嘉敷村長	再任
知 念 良 光	元与那原町議会議員	再任
山 城 馨	元南城市教育委員会教育長	再任

[任期 評議員会で選任された日から 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和 4 年 1 0 月 3 1 日

一般財団法人 南部振興会
理 事 長 宮 里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会定款 抜粋]

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 3 名以上 5 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

日程第2

一般財団法人南部振興会理事及び監事の選任について

令和4年5月18日、理事5名及び監事2名の任期満了に伴い、定款第21条第1項に基づき、理事及び監事の選任を行いましたので、報告する。

【次期理事】

氏名	職名	備考
宮里 哲	座間味村長	再任
新垣 安弘	八重瀬町長	再任
赤嶺 正之	南風原町長	再任
山川 仁	豊見城市長	再任
宮城 光正	北大東村長	再任

[任期 評議員会で選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

【次期監事】

氏名	職名	備考
石垣 安秀	沖縄県町村議会議長会前事務局長	再任
喜屋武 一彦	与那原町議会議長	新任

[任期 評議員会で選任された日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会定款 抜粋]

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
 - 4 第2項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の副理事長をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

日程第3

正副理事長の選任について

令和4年5月18日、正副理事長の任期満了に伴い定款第21条及び第22条に基づき、理事長及び副理事長の選任を行いましたので、報告する。

理事長 宮里 哲 (座間味村長)

副理事長 新垣 安弘 (八重瀬町長)

[任期 理事会で選任された日から令和6年度事業のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで]

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会定款 抜粋]

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
- 4 第2項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の副理事長をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

日程第4

特定資産の移譲について

令和3年度において、財政調整積立金を全額繰り入れしたことにより、法人会計の運営に支障をきたすため、財産管理運営事業資産より譲受けを行いましたので、報告する。

法人会計運営資金

5,500,000円

報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲

日程第5

株式会社りゅうとう取締役の推薦について

株式会社りゅうとうの今期定時株主総会（令和4年9月20日）に於いて、取締役2名の任期満了に伴い、取締役候補者の推薦依頼があり理事会において選任を行いましたので、報告する。

役 職	氏 名	(所属職名)
取締役	宮里 哲	座間味村長
	新垣 安弘	八重瀬町長

[任期 今期定時株主総会で選任された日から2カ年]

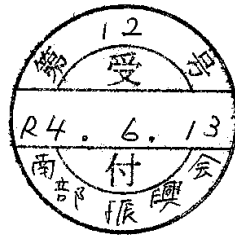
報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理 事 長 宮里 哲

参考 [株式会社りゅうとう前取締役2名]

役 職	氏 名	(所属職名)
取締役	宮里 哲	座間味村長
	新垣 安弘	八重瀬町長



令和4年6月10日

一般財団法人 南部振興会
事務局長 平良 進 殿

株式会社 りゅうとう
代表取締役社長 新垣 良光



取締役ご推薦お願いについて

拝啓 盛夏の候、貴会ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第71期定時株主総会（9月20日開催予定）を以って取締役全員任期満了となります。それに伴い貴会からの候補者2名をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

8月16日に決算取締役会を予定致しておりますので7月22日までにご推薦をよろしくお願い致します。

尚、候補者の履歴書を同封して下さいますようお願い致します。

敬具

供	事務局長	総務振興課長	主幹兼振興係長	主幹兼総務係長	主幹兼財務・会計係長	社会福祉係長	主査	主事
覧								

日程第6

令和3年度一般財団法人南部振興会事業報告及び決算について

令和3年度一般財団法人南部振興会事業報告及び決算について、別添のとおり理事会及び評議員会の承認を経たので、報告する。

[事業報告書及び決算書：別添のとおり]

報告

令和4年10月31日



一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

監査報告書

令和4年5月11日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲 殿

一般財団法人 南部振興会

監事 宮城 晴政 
監事 石垣 安彦 

一般財団法人南部振興会定款第24条に基づき実施した監査の結果について、下記の通り報告します。

1. 監査年月日：令和4年5月11日
2. 監査対象期間：自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日
3. 監査事項：令和3年度決算及び事業
4. 監査結果の概要
 - (1) 業務について事業報告に沿って確認したところ、当財団の定款及び関係法令等の規定に基づき適正に処理されている。
 - (2) 正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等について、会計書類、預金通帳等と金額を照合したところ、正確に整理されている。

公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書

令和4年5月11日


一般財団法人 南部振興会
理事長 宮里 哲 殿

一般財団法人 南部振興会

監 事

宮 城 清 政 

監 事

石 垣 安 秀 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの公益目的支出計画実施報告書に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及び内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

日程第7

令和4年度一般財団法人南部振興会事業計画及び予算について

令和4年度一般財団法人南部振興会事業計画及び予算について、別添のとおり理事会の承認を経たので、報告する。

[事業計画書・予算書：別添のとおり]

報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

日程第8

令和5年度一般財団法人南部振興会負担金について

令和5年度一般財団法人南部振興会負担金について、理事会の承認を経たので、次のとおり報告する。

1. 負担金総額

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較
負担金額	6,950千円	6,950千円	0千円

2. 負担金賦課方法及び市町村別割当額 (別表のとおり)

報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

令和5年度一般財団法人南部振興会負担金割当表

(単位:円)

	国調人口	人口割 (60%)	均等割 (40%)	合計	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	差額
那覇市	317,625	2,244,651	198,571	2,443,222	2,443,000	2,443,000	0
糸満市	61,007	431,136	198,571	629,707	630,000	630,000	0
豊見城市	64,612	456,612	198,571	655,183	655,000	655,000	0
南城市	44,043	311,251	198,571	509,822	510,000	510,000	0
与那原町	19,695	139,184	198,571	337,755	338,000	338,000	0
南風原町	40,440	285,789	198,571	484,360	484,000	484,000	0
八重瀬町	30,941	218,660	198,571	417,231	417,000	417,000	0
久米島町	7,192	50,826	198,571	249,397	249,000	249,000	0
渡嘉敷村	718	5,074	198,571	203,645	204,000	204,000	0
座間味村	892	6,304	198,571	204,875	205,000	205,000	0
粟国村	683	4,827	198,571	203,398	203,000	203,000	0
渡名喜村	346	2,445	198,571	201,016	201,000	201,000	0
南大東村	1,285	9,081	198,571	207,652	208,000	208,000	0
北大東村	590	4,170	198,571	202,741	203,000	203,000	0
合計	590,069	4,170,010	2,779,994	6,950,004	6,950,000	6,950,000	

※算出方法

1、人口割 (60%) 4,170,010 円 1 人当たり 7.06699 円

2、均等割 (40%) 2,779,994 円 1 市町村当たり 198,571 円

3、人口は、令和2年度国勢調査人口による。

日程第9

令和5年度南部総合福祉センター負担金について

令和5年度南部総合福祉センター負担金について、理事会の承認を経たので、次のとおり報告する。

1. 負担金総額

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較
負担金額	7,256千円	7,256千円	0千円

2. 負担金賦課方法及び市町村別割当額 (別表のとおり)

報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

令和5年度南部総合福祉センター負担金割当表

(単位:円)

市町村名	人 口	人口割 60%	均等割 40%	合 計	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	比較
糸満市	61,007	1,018,647	483,733	1,502,380	1,502,000	1,502,000	0
豊見城市	64,612	1,078,841	483,733	1,562,574	1,563,000	1,563,000	0
南城市	44,043	735,396	483,733	1,219,129	1,219,000	1,219,000	0
与那原町	19,695	328,852	483,733	812,585	813,000	813,000	0
南風原町	40,440	675,236	483,733	1,158,969	1,159,000	1,159,000	0
八重瀬町	30,941	516,629	483,733	1,000,362	1,000,000	1,000,000	0
渡嘉敷村				0	0	0	0
座間味村				0	0	0	0
粟国村				0	0	0	0
渡名喜村				0	0	0	0
久米島町				0	0	0	0
南大東村				0	0	0	0
北大東村				0	0	0	0
合 計	260,738	4,353,601	2,902,398	7,255,999	7,256,000	7,256,000	0

※算出方法

- 1、人口割 (60%) 4,353,601 円 1 人当り 16.69722 円
- 2、均等割 (40%) 2,902,398 円 1 市町村当り 483,733 円
- 3、人口は、令和2年国勢調査人口による。

日程第10

令和5年度南部家畜人工授精センター負担金について

令和5年度南部家畜人工授精センター負担金について、理事会の承認を経たので、次のとおり報告する。

1. 負担金総額

区 分	令和5年度	令和4年度	比 較
負担金額	4,519千円	4,519千円	0千円

2. 負担金賦課方法及び市町村別割当額 (別表のとおり)

[決算書、前年度実績、予算書 別添のとおり]

報告

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲



南 家 人 工 第 3 号
令 和 4 年 8 月 8 日

一般財団法人
南部振興会理事長 殿

南部家畜人工授精センター
運営委員会
委員長 伊達 利則
印首精家

令和5年度南部家畜人工授精センター負担金の申請について

みだしの件について、令和5年度南部家畜人工授精センター負担金の申請書を下記の通り
関係書類を添付して申請致します。

1. 申請金額 ¥ 4,519,000
2. 添付書類
 - ・令和5年度家畜人工授精センター負担金割当表(案)
 - ・令和3年度決算書
 - ・令和3年度市町村種付実績
 - ・令和4年度予算書

令和5年度 南部家畜人工授精センター負担金割当表

(単位:千円)

市町村名	頭数割50%		実績割40%		均等割 10%	令和5年度 負担金額	令和4年度 負担金額	比較
	頭数	金額	頭数	金額				
那覇市	0	0	18	16	55	71	66	5
糸満市	1,639	586	640	616	55	1,257	1,218	39
豊見城市	437	156	186	179	55	390	384	6
八重瀬町	1,330	476	538	518	55	1,049	1,087	△38
南城市	2,586	924	484	466	55	1,445	1,471	△26
与那原町	26	10	21	20	55	85	77	8
南風原町	299	107	62	60	55	222	216	6
合計	6,317	2,259	1,949	1,875	385	4,519	4,519	0

※算出方法

1. 頭数割 50% 2,259,000円 1頭当り 357.60円
2. 実績割 40% 1,875,000円 1頭当り 962.03円
3. 均等割 10% 385,000円 1市町村当り 55千円

※飼養頭数は、令和2年(12月末)沖縄県農林水産部畜産課による乳牛及び和牛(子取り用めす牛)の頭数である。

※実績頭数は、令和3年度和牛、乳牛のセンター取扱実績頭数である。

※実績頭数により、負担金の変動があります。

日程第 12

令和 4 年度一般財団法人南部振興会表彰被表彰者について

令和 4 年度一般財団法人南部振興会表彰被表彰者について、各団体より推薦の 3 名を表彰規程第 8 条第 1 項により本会表彰選考委員会及び理事会において、承認を経たので、次のとおり報告する。

No.	氏名	年齢	部門	市町村	推薦団体	該当条項第 3 条第 1 項
1	前田 公生	6 7 歳	社会福祉	南城市	南部保護区保護司会	第 6 号
2	赤嶺 貢	6 4 歳	社会福祉	糸満市	糸満地区交通安全協会	第 6 号
3	仲田 建匠	6 3 歳	地方自治	南大東村	南部市町村会	第 1 号 第 2 号 第 5 号

報告

令和 4 年 1 0 月 3 1 日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

[参考 一般財団法人南部振興会表彰規程 抜粋]

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、1 月を定期する。但し、被表彰者が、5 名未満の場合次年度に表彰する。

2 表彰は、表彰状及び記念品を贈り、その功を称える。

(被表彰者の決定)

第 8 条 理事長は、被表彰者を決定する場合審査会の議を経て、本会理事会の承認を経なければならない。ただし、同一人を 2 回以上表彰することは出来ない。

2 第 2 条第 7 号の被表彰者については、前項の規定に関わらず、南部振興会理事会の議を経て決定し、表彰することが出来る。

3 理事長は第 1 項及び第 2 項の規定により被表彰者を決定した場合は、第 5 条に定める団体、個人に通知しなければならない。

日程第13

沖縄南部地域の安全・安心の道づくり促進に関する要望について

『安全・安心の道づくりを求める全国大会（11/9）東京・砂防会館別館』への参加と合わせて3団体連名により関係省庁並びに国会議員等に対し、下記及び別添要望書（案）のとおり要請を行いたいので、ご協議願いたい。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、規模縮小や中止の可能性もあり、中止となった場合は、郵送対応としたい。

[要望書：別添のとおり]

下記及び要請書のとおり協議決定

令和4年10月31日

一般財団法人 南部振興会
理事長 宮 里 哲

1. 日程(案)

年月日	時間	行 程	備考
R4.11 9 (水)	13:00	「安全・安心の道づくりを求める全国大会」 於：砂防会館別館シェーンバッハサポー	
	15:00	大会終了後、要請活動 (内閣府、国土交通省、財務省、県選出国會議員等)	
10 (木)		帰任 那覇着 解散	

2. 参加予定者：南城市長、南風原町長、与那原町長

3. 参加旅費：県道路関係団体及び南部道路関係団体負担

その他

南部総合福祉センター建替え負担金に関する調査について

[調査報告書：別添のとおり]

南部総合福祉センター建替え負担金の構成市町村を、振興会構成市町村の14市町村で負担する事で、決定とするが、負担金の算出方法については、新たに協議が必要。